

「ぐっとずっと。住宅安心サポート [エアコンプラン]」 サービス利用規約

新旧対照表

新	旧
第1条 (2)「サービスエリア」とは、本規約の別紙としてHSのウェブサイト [https://sumai.energia.co.jp/spec.html] 上で表示 される地域をいう。	第1条 (2)「サービスエリア」とは、本規約の別紙としてHSのウェブサイト [https://www.homeserve.co.jp/energia/] 上で表示 される地域をいう。
第9条 5. 前三項の規定にかかわらず、お客さまが訪問販売または 電話勧誘販売で加入申込みされた場合、HS から申込み内容 を記載した書面を受け取った日からその日を含めて8日以内 であれば、加入申込みの撤回ができるものとする。加入申込み の撤回は、お客さまの氏名、住所、担当者名、日付、お申し出印 (お客さまの印)、申込みの撤回をする旨を記載し、HS に郵送 (書面を受け取った日から8日以内の消印有効とする)にて 送付すること、または、HS の問合わせメール(メールアドレス: coolingoff@homeserve.co.jp) に所定の事項を記載しHS に 送信することで効力を発揮するものとし、原則書面での申出と する。本項の手続きにて加入申込みの撤回が行われた場合、 HS は、既にHSに支払われたサービス利用料があれば、 これをお客さまに対し返金する。	規定なし
第14条 1. HSは、本規約に基づくお客さまに対する通知について、 以下のいずれかの方法により行う。ただし、解除通知等、 通知を必要とする理由がいずれかのお客さまの個別事情に 基づくものである場合には、(1)以外の通知方法によるものと する。 (1) HS のウェブサイト (URL: https://www.homeserve.co.jp) もしくは本サービスサイト (URL: https://sumai.energia. co.jp/announce/) 上での表示 (2) お客さまの届け出た電子メールアドレスへの 電子メールの送信 (3) お客様お客さまの届け出た住所への郵送により通知	第14条 1. HSは、本規約に基づくお客様に対する通知について、 以下のいずれかの方法により行う。但し、解除通知等、通知を 必要とする理由が何れかのお客様の個別事情に基づく ものである場合には、(1)以外の通知方法によるものとする。 (1) HSのウェブサイト (URL: https://www.homeserve.co.jp) 上での表示 (2) お客様の届け出た電子メールアドレスへの 電子メールの送信 (3) お客様の届け出た住所への郵送により通知
第14条 2. 前項第1号及び第2号に基づく通知の場合には、 ウェブサイト上で表示した時点又は電子メールを発信した 時点をもって、到達したものとみなし、前項第3号に基づく 通知の場合には、郵送の発信日から5営業日の経過をもって 到達したものとみなす。	第14条 2. 前項第1号及び第2号に基づく通知の場合には、 ウェブサイト上で表示した時点又は電子メールを発信した 時点をもって、到達したものとみなし、前項第3号に基づく 通知の場合には、郵送の発信日から2営業日の経過をもって 到達したものとみなす。
第16条 (個人情報) 1. お客さまが、住宅安心サポートに関して提供する個人情報は、 HS 及び中国電力株式会社がそれぞれ独自に取得する。HS及び 中国電力は、それぞれの個人情報保護方針 (HS のウェブサイト: https://www.homeserve.co.jp/privacy.html、中国電力のウェブ サイト:https://www.energia.co.jp/privacy.html) にしたがって、 お客さまの個人情報を利用する。	第16条 (個人情報) 1. お客様が、住宅安心サポートに関して提供する個人情報は、 HS及び中国電力株式会社がそれぞれ独自に取得する。HS及び 中国電力は、それぞれのプライバシー・ポリシーにしたがって、 お客様の個人情報を利用する。
第19条 HSが住宅安心サポートを実施するに当たり、お客さまの 所有する障害物(床タイル、床板等)があるために修繕をす ることが困難な場合において、お客さまが希望するときは、 お客さまの書面による同意を得て、当該障害物を除去する ことができる。当該障害物の除去に関する費用については お客さまが負担する。	第19条 HSが住宅安心サポートを実施するに当たり、お客様の 所有する障害物(床タイル、床板等)があるために修繕をす ることが困難な場合において、お客様が希望するときは、 お客様の書面による同意を得て、当該障害物を除去する ことができる。
(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービスの補償内容に関するご説明/修繕サービス対象 機器 お客さまが所有する家庭用エアコン 家庭用エアコンとは以下の項目すべてに当てはまるものを 指します。 電源が単相100Vもしくは200Vのもの 定格出力が8.4kw(3馬力)以下のもの 製造元が国内メーカーで家庭用として販売しているもの	(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービスの補償内容に関するご説明/修繕サービス対象 機器 お客様が所有する家庭用エアコン
(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 本動産総合保険の補償内容に関するご説明/保険の対象 お客さまが所有する家庭用エアコン 家庭用エアコンとは以下の項目すべてに当てはまるものを 指します。 電源が単相100Vもしくは200Vのもの 定格出力が8.4kw(3馬力)以下のもの 製造元が国内メーカーで家庭用として販売しているもの	(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 本動産総合保険の補償内容に関するご説明/保険の対象 お客様が所有する家庭用エアコン
(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・お客さまによる犯罪行為、法令違反、故意、重過失により 生じた損害	(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・犯罪行為、法令違反、故意、重過失、地震、噴火、津波等その他 不可抗力により生じた故障
(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・お客さまが製造メーカーの承認を得ずに対象機器・設備を改 造(個々の設備又は機器の構造、強度又は機能を変更する 工事)して生じた損害、及び改造した設備の修繕	(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・お客様が製造メーカーの承認を得ずに対象機器・設備を 改造して生じた故障
(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・地盤沈下、豪雨、豪雪、台風、洪水、大規模火災及びその他 一般的に不可抗力と見做される事象により生じた損害	規定なし
(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・対象機器の基本的な機能および通常使用の際に影響のない 損害(外観の瑕疵や付加機能の損害を含む)	(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・対象機器の機能および使用の際に影響のない損害(外観の 瑕疵を含む)
(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・マルチエアコンの床暖房や室外機(室内機はサービス対象)	(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・マルチエアコンについては室内機の修理のみが補償 対象となり、床暖房や室外機は免費
(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・業務用エアコン(電源が三相200Vのもの、定格出力が8.4kw 以上のもの、メーカーが業務用エアコンと指定しているもの のいずれかに当てはまるもの)	(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・全館空調の修繕または本体交換費用
(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・移動式エアコン、スポットクーラー	規定なし
(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・不具合に伴っていない場合のエアコンのクリーニング・清掃 作業	規定なし
(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・修繕に伴って発生した廃材等の廃棄費用	規定なし
(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・その他、送電事業者の責任範囲とされる部分の損害	規定なし
(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 ※1 例(1):住宅敷地内におけるエアコンから風が出ず、根本的な 修繕が必要となり、25万円(出張費含む)の費用が発生した。 ⇒本サービスに加入し、HSに依頼した場合、恒久的処 置として本動産総合保険により、全額補償対象となり ます。	(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 ※1 例(1):住宅敷地内におけるエアコンから風が出ず、メーカー 修理が必要となり、15万円(出張費含む)の費用が発生した。 ⇒恒久的処置として本動産総合保険により全額補償 対象となります。
(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 ※2 地震、噴火、津波などの自然災害時や台風、大雨、暴風、豪雪等 の気象条件下によって生じた不具合については、上記の免責 事項に該当しない場合であっても、これらの災害・気象状況に より、修繕サービスの提供が遅れる可能性があります。また修 繕義務を履行することが著しく困難であるとHSが判断した場 合には、修繕サービスの提供をお断りする場合があります。	(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 ※2 台風、大雨、暴風、豪雪等の気象条件によって生じた不具合に ついては、上記の免責事項に該当しない場合であっても、これ らの気象条件により、HSが修繕義務を履行することが著しく困 難であるとHSが判断した場合には、修繕サービスの提供をお断 りする場合があります。
(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 ※3 サービス対象となるエアコンは国内で販売供給しているエアコン メーカー製品、かつメーカー保証の範囲を超える改造をしてい ないエアコンであり、各メーカーで部品供給の可能な範囲のトラ ブルに限ります。(製造後7年程度)一部メーカーのエアコンにつ いては部品調達・修繕手に時間を要する場合がございます。故障 の内容により、本サービス内容に基づき、修繕として対応するこ とが、著しく合理性に欠けると判断される場合は、工務店より製品の 買い替え(お客さま負担)をご案内することがあります。	(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 ※3 エアコンは国内で販売供給しているエアコンメーカー製品、 且つメーカー保証の範囲を超える改造をしていないエアコン であり、各メーカーで部品供給の可能な範囲のトラブルに 限ります(製造後7年程度)。